

居宅介護支援 重要事項説明書

令和6年4月1日 現在

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 愛應会
所在地	埼玉県加須市日出安1313-1
連絡先	0480-73-3311（代表）
代表者役・氏名	（理事長）大隅 博文
事業者が行う他の介護事業	1. 居宅療養管理指導 2. 訪問看護 3. 通所リハビリテーション

2. 居宅介護支援事業所の概要

（1）事業所の所在地等

事業所名	騎西病院 居宅介護支援センター
所在地	埼玉県加須市日出安1321番地
連絡先	0480-70-1711
事業所番号	1173600485
管理者名	鈴木 未明

（2）営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（その他 法人の定める休業日あり）
営業時間	8:30～17:30

※日曜・祝祭日・年末年始（12/30～1/3）は休業

（3）職員体制

管理者 （主任介護支援専門員）	1名（介護支援専門員を兼務）
介護支援専門員	常勤 1名 以上

（4）サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	加須市（旧騎西町区域）
---------------	-------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

3. 事業の運営の方針及び特色

運営の方針及び特色	ご利用者の意志及び人格を尊重し心身の特性を踏まえその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、法令を遵守し誠意を持って公正中立な援助を行います。また、医療法人の特性を活かし綿密に医療関係者との連携を行います。
-----------	--

4. 居宅介護支援の内容

(1) 居宅介護支援の申し込み

当事業所による居宅介護支援を希望される場合、お電話か来所によりお申し出ください。その後、居宅介護支援の概要についてご説明の上、契約書を取り交わし、提示頂いた「介護保険証」と共に「居宅サービス計画作成依頼届出書」を保険者へ提出致します。

(2) サービス提供内容

アセスメント	ご利用者・ご家族の生活状況、住環境、今後の生活に関する要望などについてお話を伺い、[居宅サービス計画ガイドライン]に沿って課題分析をします。
サービス調整	居宅サービス計画の作成にあたって、※1 当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービス内容及び利用料等の情報を適正に提供し、サービスの選択を求めます。その後、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	課題分析の結果を踏まえ目標・達成時期・サービス提供上必要な留意点等を入れたケアプランを作成します。 ご利用者の要介護認定や状態が変わった場合等には改めて課題分析を行い居宅サービス計画の修正・変更を行います。
サービス担当者会議	必要時の介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	サービス提供後、少なくとも1月に1回は御利用者・ご家族と面接を行い、心身の状態やプランの利用状況の確認、経過観察・評価をします。
給付管理	ご利用した介護サービスの実績内容に基づき給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう支援致します。必要時は代行申請を致します。

※1 利用者自身によるサービスの選択と同意について

- ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービス内容や、御利用料等の情報を適正にご利用者またはご家族に対して提供致します。
- 居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、ご利用者に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介致します。又、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由についての説明をケアマネージャーに求める事が出来ます。
- ケアマネジメントの公正中立性の確保として特定の事業者に不当に偏した情報を提供するような事や、ご利用者の選択を求める事なく同一事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することは致しません。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

下記に示す内容は居宅介護支援事業の業務範囲外となります。

業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none">• 病院などへの送迎や救急車への同乗• 入退院時の手続きや生活用品調達の代行• 家事の代行• 身体介護• 金銭管理
----------	---

5. 利用料

要介護認定を受けられた方は介護保険から全額給付され自己負担はありません。

(但しご利用者による保険料の滞納等のため、保険給付金が当方に支払われない場合があります。その場合は一旦料金を当方へ全額支払って頂き、当方が発行致します「サービス提供証明書」を後日、各市町村の介護保険担当窓口にて提出し払い戻し請求を行ってください。払いは月末締めとし当該月分のご利用料金を翌月(10日前後)請求書をお渡し致しますので、騎西病院 会計窓口にてお支払いください。)

居宅介護支援費(要介護度)	基本単位数	金額
要介護 1・2	1.086単位	11,316円
要介護 3・4・5	1.411単位	14,703円

*加須市は地域区分「6級地」

*単位数に地域区分「6級地」=10.42円 を乗じたものが金額となっております。

※下記以外に介護保険法に基づき該当する加算算定がある場合がございます。

加算項目	基本単位数	金額
初回加算 ・新規に居宅介護サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受け計画を作成する場合 ・2区分以上の認定変更があり計画を作成する場合	300単位	3.126円
入院時情報連携加算（Ⅰ） ご利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※入院日以前の情報提供を含む ※営業時間終了後、又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む	250単位	2.605円
入院時情報連携加算（Ⅱ） ご利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	200単位	2.084円
退院・退所加算 退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合		
（Ⅰイ）連携1回	450単位	4.689円
（Ⅰロ）連携1回 （カンファレンス参加）	600単位	6.252円
（Ⅱイ）連携2回以上	600単位	6.252円
（Ⅱロ）連携2回 （内1回以上カンファレンス参加）	750単位	7.815円
（Ⅲ）連携3回以上 （内1回以上カンファレンス参加）	900単位	9.378円
通院時情報連携加算 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに事前に了承を得た上で、介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合に算定	50単位	521円

*加須市は地域区分「6級地」

*単位数に地域区分「6級地」=10.42円を乗じたものが金額となっております。

6. その他の費用等について

解 約 料	ご利用者の都合により解約した場合は、下記の料金をいただきます ① 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合 →居宅サービス計画費（利用料）の50% ② 保険者への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合 →料金は一切かかりません
--------------	--

7. 個人情報の保護および秘密保持

- ① 当事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由が無く、その業務上知り得た御利用者又はその御家族の秘密を漏らす事が無い様、また退職後においても同様に必要な措置を講じます。
- ② 当事業所はサービス担当者会議や各機関等との連携において必要な個人情報を利用する場合は、御利用者および御家族の同意を予め文書にて得るものとします。

8. 医療機関等との連携

病院等に入院の際には、医療機関における退院支援や、退院後の円滑な在宅生活への移行のため医療機関と早期連携を行いますので、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院等にお伝えください。（ご不明な際は当方へご相談ください）

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族・各市町村・関係医療機関等への連絡を行うなど講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合は速やかに対応を致します。

10. 緊急時の対応

緊急時に際しては利用者様の御家族に連絡し、指示に従います。また、救急を要すると判断した場合は主治医及び家族に連絡して救急車要請など迅速に対応を致します。

（災害時等、御家族との連絡が取れず急を要する場合においては当方の判断・対応となる場合が御座います。）

— 緊急連絡先（ご家族等） —

<p>緊急連絡先①</p> <p>氏 名</p> <p>（続柄 ）</p> <p>電話番号</p>	<p>（同居・別居） いずれかに○を付けてください</p> <p>※別居の際は下記へ住所を御記入ください</p> <p>住 所</p>
<p>緊急連絡先②</p> <p>氏 名</p> <p>（続柄 ）</p> <p>電話番号</p>	<p>（同居・別居） いずれかに○を付けてください</p> <p>※別居の際は下記へ住所を御記入ください</p> <p>住 所</p>
<p>緊急連絡先③</p> <p>氏 名</p> <p>（続柄 ）</p> <p>電話番号</p>	<p>（同居・別居） いずれかに○を付けてください</p> <p>※別居の際は下記へ住所を御記入ください</p> <p>住 所</p>

— 緊急連絡先（主治医） —

<p>医 療 機 関</p>	
<p>主 治 医</p>	
<p>電 話 番 号</p>	

11. 虐待防止・身体拘束等のための措置

事業者は、ご利用者の人権の擁護および虐待の発生又はその再発を防止する為、指針の整備、委員会の開催、研修の実施、専任担当者を定めます。また、身体的拘束その他、ご利用者の行動を制限する支援は原則として行いません。

但し、ご利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合には、ご利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録し保管致します。

12. 感染症予防および蔓延防止のための措置

事業者は「感染症の発生及びまん延防止等に関する取組」の徹底を求める観点から指針を整備し、委員会の開催・研修の実施・専任担当者を定めなど必要な措置を講じます。

13. 業務継続に向けた取り組み

事業者は感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、および、非常時の体制において早期の業務再開を図るための「業務継続計画（BCP）」を策定し、指針の整備・委員会の開催・研修の実施・専任担当者を定めるなど必要な措置を講じます。

14. ハラスメントに関する事項

事業者は適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、事業所内または御利用者及びその御家族、関係事業者等を対象とするハラスメントの防止及び対策のため、指針の整備や研修を実施します。

また、ハラスメント事案が発生した際には適切に対応し、必要な措置を講じます。

15. サービス内容に関する相談・苦情窓口

【 事業者の窓口 】 (担当) 介護福祉課；矢島 由美	埼玉県加須市日出安1313-1 電話番号 040-73-3311 (代) 受付時間 月曜日～土曜日 8:30から17:30まで (12月30日から1月3日 及び祝祭日は除く)
【 市町村（保険者）の窓口 】	加須市 高齢介護課 0480-62-1111 騎西総合支所高齢介護課0480-73-1111
【 公的団体の窓口 】 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	さいたま市中央区大字下落合1704番地 (国保会館) 048-824-2568

以上、居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
づいて重要事項の説明・個人情報の保護および使用同意の説明を致しました。

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------	-------------------------

事業者名	医療法人 愛應会
住 所	埼玉県加須市日出安1313-1
代表者名	(理事長) 大隅 博文
事業所名	騎西病院 居宅介護支援センター
説明者名	(管理者) 鈴木 未明 印

私は、契約書及び本書面により事業者から、居宅介護支援についての重要事項
および個人情報保護の説明を受け同意致しました。

【利用者】

住 所	
氏 名	

【代理人】

住 所	※別居の場合は住所を記入してください
氏 名	